

第3章 人形峠環境技術センター

1. 人形峠環境技術センターの概要

人形峠環境技術センターは、これまで核燃料サイクルにおけるフロントエンドに位置するウランの採鉱から採鉱、製錬、転換、そしてウラン濃縮までの技術開発を実施し、現在ではこれらの技術開発に使用してきた施設・設備の廃止措置や放射性廃棄物の処理・処分などのバックエンドに係る技術開発に取り組んでいます。

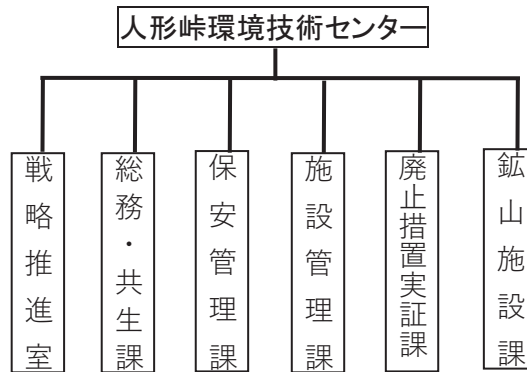
平成29年3月の原子力災害対策指針の改正を踏まえ、人形峠環境技術センターにおいては、原子力災害対策を実施すべき地域を設定する必要がなくなりましたが、鳥取県では、平常時モニタリングを引き続き実施するとともに、防災対策の実施の観点から人形峠環境技術センターで事故が発生した場合においては、従前と同じく原子力施設から500mを基準として施設敷地内の防護措置が必要となるような事象の発生に備え、平時から防災対策を準備し、原子力災害時には国の指示、緊急時モニタリング等の状況に応じて具体的な対応の判断を行います。

(1) 組織体制

事業者：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

所在地：岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550番地

組織：



▲人形峠環境技術センター

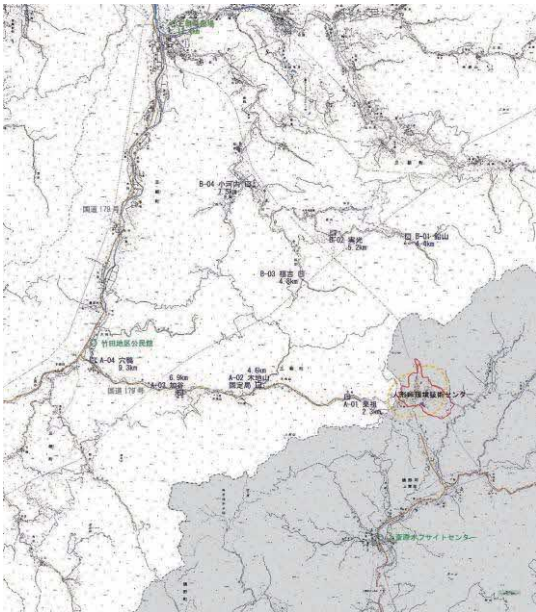
(2) 沿革

- ・昭和30年11月 日本で初めてウラン鉱床露頭が人形峠で発見される。
- ・昭和31年8月 原子燃料公社発足
- ・昭和32年8月 原子燃料公社が人形峠に出張所を開設
- ・昭和34年5月 採鉱試験開始
- ・昭和39年7月 製錬試験開始
- ・昭和51年11月 六フッ化ウラン転換試験開始
- ・昭和54年9月 ウラン濃縮パイロットプラント運転開始
- ・昭和57年3月 ウラン濃縮パイロットプラント、製錬転換パイロットプラント全面運転開始
- ・昭和63年4月 ウラン濃縮原型プラント操業開始
- ・昭和63年8月 回収ウラン実証試験研究開始
- ・平成元年5月 ウラン濃縮原型プラント全面運転開始
- ・平成2年3月 ウラン濃縮パイロットプラント試験運転終了
- ・平成6年8月 回収ウラン転換実用化試験開始
- ・平成11年5月 遠心機処理技術の研究開発を開始（継続中）
- ・平成11年7月 製錬転換施設運転終了
- ・平成13年3月 ウラン濃縮原型プラント運転終了

第3章 | 人形峠環境技術センター

- ・平成14年12月 ウラン濃縮原型プラントにて滞留ウラン除去開始
- ・平成20年4月 製錬転換施設の設備の解体を開始
- ・平成24年7月 製錬転換施設の主要な設備解体を終了
- ・平成26年6月 濃縮工学施設内の設備解体を開始（継続中）
- ・平成28年12月 ウランと環境研究プラットフォーム構想の公表
- ・平成30年9月 加工の事業に係る廃止措置認可申請書を提出
- ・令和3年1月 原子力規制委員会が加工の事業に係る廃止措置計画を認可（20日）
- ・令和3年4月 加工施設の廃止措置開始
- ・令和7年9月 加工の事業に係る廃止措置計画の変更認可申請書を提出
- ・現 在 原子力施設・設備の維持、解体及び関連技術開発の実施

(3) 位置・全景写真



(提供：人形峠環境技術センター)

2. 人形峠環境技術センターの状況

現在、人形峠環境技術センターでは、製錬・転換技術開発を行ってきた製錬転換施設の解体、ウラン濃縮技術開発を行ってきた濃縮施設の機器等の内部に付着しているウランの回収技術及び遠心分離機の解体・処理技術、有用物としてのリサイクルなどの廃止措置、鉱山の跡措置に必要な技術開発を進めています。

(1) 施設概要と現状

人形峠環境技術センターには、核燃料物質使用施設、核燃料物質加工施設や鉱山施設などがあります。

ア 核燃料物質使用施設

使用施設とは、「法令上で定める試験研究や実用発電用等の原子炉、製錬、加工、再処理等の事業に該当しない核燃料物質を使用する施設」と定義されています。

(ア) 製錬転換施設

製錬転換施設では、ウランの製錬及び転換に関する技術開発を行ってきました。昭和39年より鉱石からウランを取り出す技術の開発、昭和51年からは取り出したウランを六フッ化ウランに転換する技術の開発を行い、これらの成果をもとに昭和57年から昭和62年までは回収ウランを原料として六フッ化ウランを製造する技術の開発が行われ、平成6年から平成11年までは回収ウラン利用実証試験研究が行われてきました。

なお、この施設は製錬転換技術の開発という目的を達成して、現在はプロセス設備の解体をほぼ終了し、解体物をドラム缶等に収納し、建屋内に保管しています。

(イ) 濃縮工学施設（旧ウラン濃縮パイロットプラント）

濃縮工学施設は、当初ウラン濃縮パイロットプラントと呼ばれ、遠心分離法によるウラン濃縮の実用化技術の開発を目的として建設されたもので、昭和54年に運転が開始されました。

このプラントでは、回収ウランを使用した濃縮試験も行われ、ここで得られたウラン濃縮の研究開発成果は、ウラン濃縮原型プラントに引き継がれ、平成2年3月にプラントの運転を終了しました。

その後、平成3年に施設名が濃縮工学施設と改められ、ウラン濃縮設備の高性能化を目指して、平成9年3月まで遠心分離機に複合材料胴を採用した実用規模カスケード装置の運用試験が行われていましたが、現在は使われていた遠心分離機などの環境に配慮した解体技術の開発などを行っています。

イ 核燃料物質加工施設

加工とは、法令上、「核燃料物質を原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化学的方法により処理すること」として定義されており、これらの加工行為を行う施設を加工施設といいます。

(ア) ウラン濃縮原型プラント

ウラン濃縮原型プラントは、ウラン濃縮の商業化のために遠心分離機の量産技術の開発、商業化プラントに向けての機器・設備の大型化、合理化、信頼性、経済性の面からの最適なプラント建設・運転システムの確立等の研究開発を目的としたもので、昭和63年に運転を開始しました。

また、平成8年から回収ウラン（使用済燃料から再処理によって分離精製して回収したウラン）の再濃縮試験を行ってきましたが、当初の目的を達成したことから、平成13年をもって運転を終了しました。

運転終了後は、施設の廃止措置に向け、長年のウラン濃縮試験等によりプラント機器内部に付着しているウラン（滞留ウラン）を回収する技術開発を進め、平成29年3月に終了しました。

令和3年1月に廃止措置計画の認可を受け、同年4月から設備・機器の解体等を2段階に分けて実施し、約20年間（令和22年度まで）で廃止措置の完了を目指しています。

【六フッ化ウランの譲渡し】

廃止措置の一環として行われる六フッ化ウラン（約2,700トン（うち約400トンは使用施設に保管）の譲渡しについては、廃止措置完了までに全量を譲り渡すこととしており、令和4年度にはその譲渡し先が決定しています。

また、譲渡しするために必要な措置を行う施設等を整備するとして、令和7年9月、加工の事業に係る廃止措置計画変更認可申請書を原子力規制庁に提出しました。

ウ 鉱山施設

鉱山施設では、ウランの探鉱、採鉱、製錬の技術開発を進めてきた過程で発生した捨石や鉱さいを保管しているたい積場等の安全な維持管理を行うとともに、これらの施設について恒久的措置の対策を実施しています。

【ウラン鉱石等の海外輸送・製錬】

ウラン鉱山の技術開発終了時に残された未製錬のウラン鉱石や坑水に含まれるウラン等の吸着処理に使用したイオン交換樹脂等については、人形峠環境技術センター外に全量搬出することとしており、ウラン鉱石等に対する一連の措置体制が整備されました。令和5年11月には人形峠からウラン鉱石等が全量搬出、令和6年1月に海外輸送が完了しました。この輸送によりセンター内のウラン鉱山関係の放射性物質はなくなりました。

エ その他の施設

鉱山施設の閉山措置に必要な環境保全や解体物の処理・処分の試験・研究・分析業務を行う核原料物質使用施設、放射線測定器及び線量計の校正を行う放射線施設があります。

(2) 加工事業の廃止措置

ア 廃止措置計画の認可

平成30年9月28日、加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書（対象：ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟）が提出され、原子力規制庁は、本申請について、計6回の審査会合と1回の現地調査等により審査を行いました。

令和3年1月20日、原子力規制委員会は、本申請が原子炉等規制法に規定する廃止措置計画の認可の基準に適合しているものとして、認可しました。

県では、認可された廃止措置計画について、地元も含めて説明を受けた上で専門家の知見も得て、3月9日に三朝町とともに、意見を日本原子力研究開発機構に提出しました。

なお、このたびの申請内容は、廃止措置全体の見通しと第1段階の具体的事項についての取りまとめとなっており、第2段階以降の詳細については、改めて廃止措置計画の変更認可申請が行われます。

【計画の概要】

- ・設備及び機器の解体撤去は段階的（2段階）に実施し、約20年間で廃止措置の完了を目指す。
- ・廃止措置の終了は、管理区域の解除までとし、建物は活用することを検討する。
- ・申請時点で、明確にできない事項（核燃料物質の譲渡し、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものの廃棄等）については、明確化した段階で変更認可申請を行う。
- ・ウラン濃縮原型プラントの核燃料物質については、譲渡しに必要な条件に合致した譲渡し先を令和10年度末までに決定し、譲渡し先との合意後に、必要な設備設計、許認可手続、設備の設置等を進め、廃止措置が終了するまでに核燃料物質の全量を譲り渡す。
- ・解体費用は約55億円を予定しており、放射性廃棄物の処理処分等の費用は、ウランに係る廃棄物の安全規制に関する法制度が整備され明確化した段階で変更認可申請を行う。

【申請から認可までの経緯】

年	月 日	項 目
平成30年	9月28日	[JAEA] 廃止措置計画の認可申請
令和元年	8月9日	[JAEA] 認可申請書の一部補正（1回目）
令和2年	1月16日	[JAEA] 認可申請書の一部補正（2回目）
	3月18日	原子力規制委員会が認可見送り
	7月15日	[JAEA] 認可申請書の一部補正（3回目）
令和3年	1月20日	原子力規制委員会が廃止措置計画を認可

※認可までに計6回の審査会合と1回の現地調査（平成30年12月21日）を実施。鳥取県原子力安全顧問によるヒアリング等を計4回実施。

イ 廃止措置計画の変更

令和7年9月26日、貯蔵している核燃料物質（六フッ化ウラン）譲渡しに必要な措置を行う施設の整備に伴う、加工の事業に係る廃止措置計画変更認可申請書が提出されました。

申請に併せ、同日、日本原子力研究開発機構から環境保全協定に基づき、県及び三朝町に対して新增設計画について報告があり、連名で意見を留保する旨を回答しました。今後、原子力規制委員会の審査状

況及び審査結果を確認し、鳥取県原子力安全顧問と三朝町に意見聴取した上で、最終的な意見を提出する予定です。

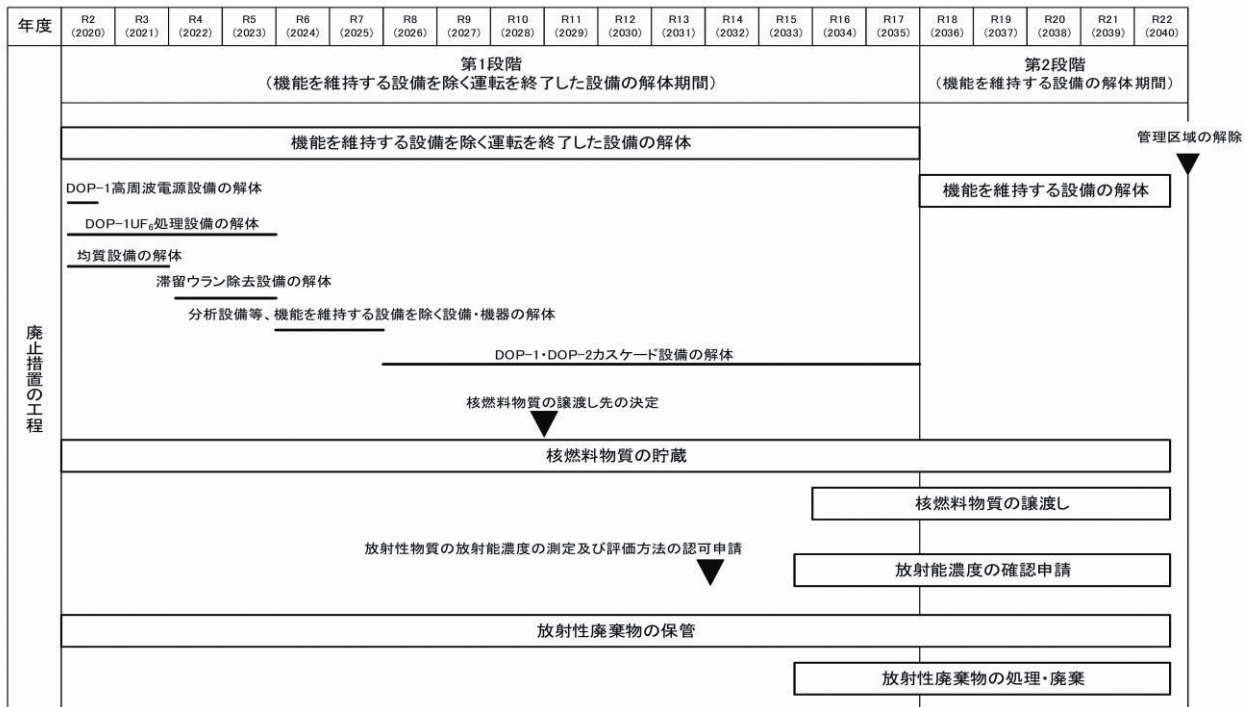
【変更の概要】

ウラン濃縮で生じた「六フッ化ウラン」を譲渡するために必要な措置を行う

- ・貯蔵容器から輸送容器への詰め替えを行う設備の整備(ウラン濃縮原型プラントの既存施設内)
- ・詰め替え後の空の貯蔵容器を洗浄する設備の整備(ウラン濃縮原型プラントの既存施設内)
- ・詰め替え後の輸送容器の一時保管建物の設置(ウラン濃縮原型プラントの敷地内)

【廃止措置期間全体にわたる主な解体撤去等の手順】

(人形峠環境技術センターにおける加工の事業に係る廃止措置計画認可申請の一部補正より抜粋)



(3) 使用施設の新増設（解体撤去）

令和3年1月15日、原子力規制委員会に濃縮工学施設におけるウラン濃縮試験の終了等に伴う使用施設の設備・機器の解体・撤去に係る核燃料物質使用変更許可を申請しました。

令和3年9月17日、原子力規制委員会は、本変更許可申請（令和3年7月に一部補正）が原子炉等規制法の基準に適合しているものとして許可しました。

許可されたことを受け、県では、当該計画の安全性や周辺環境への影響等について鳥取県原子力安全顧問会議において検証を行い、令和3年11月2日に三朝町とともに、日本原子力研究開発機構に環境保全協定に基づき了解する旨の回答を行いました。

(4) ウランと環境研究プラットフォーム構想

人形峠環境技術センターは、平成13年3月のウラン濃縮原型プラントの運転終了をもって、フロントエンドの研究開発を終え、これらの施設の解体や除染技術の研究開発を行ってきました。今後は廃止措置及び閉山措置を着実に進めるために、ウラン廃棄物の処理・処分、鉱山施設の跡地の環境保全、ウランの有効利用・長期管理に関する研究開発に取り組むとしています。

日本原子力研究開発機構は、平成28年12月に今後の事業計画案として「ウランと環境研究プラットフォーム構想」を公表しました。同構想は、これまでの研究開発を通じて蓄積されたウランの取扱いに関する経験や人材を総合的に有する人形峠環境技術センターのポテンシャルと、地域の特徴を生かした新たな研究開発を通じて、廃止措置の安全向上にのみならず地域・国際社会への貢献を目指すものです。同構想は、外部専門家や地域の方々等で構成される「ウランと環境研究懇話会」において議論され、その意見や提言

を反映した成案が平成30年3月に公表され、事業が進められています。

県では平成30年9月21日付けで同構想による研究開発として検討を進めているウラン廃棄物の埋設実証試験等について、放射性廃棄物の最終処分でないこと、及び外部から放射性廃棄物を持ち込まないことであることを確認するための照会を行いました。これに対し、日本原子力研究開発機構から平成30年9月27日に回答があり、ウラン廃棄物の最終処分を行うものでないこと、及びウラン廃棄物を他所から持ち込むことがないことを確認しています。

現在、ウラン廃棄物の埋設基準に従って、人形峠環境技術センターの廃止措置に伴い発生するウラン廃棄物は管理区域内に保管されています。これらの廃棄物については、廃止措置が終了するまでに事業の許可を受けた廃棄施設に廃棄するとしています。

(5) 人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定

平成30年8月に「ウランと環境研究プラットフォーム」構想における「ウラン廃棄物埋設試験」が事実上の最終処分になる見通しとの報道があったことから、日本原子力研究開発機構との信頼関係をより確かなものにするために、同機構との間で環境保全協定を締結しました。

ア 環境保全協定の締結

平成30年12月25日、人形峠環境技術センター周辺住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、良好な自然環境を確保することを目的として、県、三朝町及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の3者で環境保全協定を締結しました。

これまで、昭和55年に当時の動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所から県に出された通知に基づき、放射性物質の監視測定結果の提出、年度事業計画の報告、緊急時の通報のみ行われてきましたが、協定締結により、これらに加えて施設の新増設計画や現地確認などの対応を行えるようになりました。

イ 協定等の概要

- ・機構は施設の新増設の計画やその変更について、県及び三朝町に報告し、県及び三朝町は意見を述べるができる。機構はその意見に対して誠意をもって対応する。
- ・県及び三朝町は、協定の施行に必要な限度において、機構に報告を求め、又は職員に現地確認をさせることができる。県及び三朝町は現地確認において意見を述べることができ、機構はその意見に誠意をもって対応する。
- ・その他、県及び三朝町が実施する地域の防災対策への積極的な協力、地域住民に損害を与えた場合の損害の補償など。

ウ 経緯等

年	月 日	内容
昭和55年		人形峠事業所から鳥取県へ放射性物質等の監視測定結果や毎年の事業計画、緊急時通報等の報告・連絡を行う旨の通知
平成28年	12月21日	機構がウランと環境研究プラットフォーム構想案を発表
	12月28日	プラットフォーム構想に関して「最終処分地の検討と関連づけられるようなことは断じてあってはならない」との知事コメント発表
平成29年	6月6日～	ウランと環境研究プラットフォーム構想案を具体化する懇話会の開催
平成30年	8月18日	人形峠環境技術センターで予定しているウラン廃棄物埋設試験が事実上の最終処分になる見通しとの報道
	8月21日	県から人形峠環境技術センターに対して、埋設試験が最終処分ではないこと、他から放射性廃棄物を持ち込まないことを確認、より信頼関係を確かにするルールづくりを要請
	9月12日	県と三朝町が合同ヒアリングを実施、埋設試験が最終処分ではないこと、他から放射性廃棄物を持ち込まないことを改めて確認、周辺地域への丁寧な説明、より信頼関係を確かにするルールづくりを要請
	9月21日	県から機構に文書照会 ①最終処分を行わないこと、他から放射性廃棄物を持ち込まないこと ②環境保全協定を締結すること
	9月27日	機構から県に文書回答 ①最終処分を行わない、他から放射性廃棄物を持ち込まない ②環境保全協定を締結するため協議する
	11月8日 12月25日	県から機構に立地と同等の環境保全協定の早期締結を文書で申し入れ 環境保全協定締結

令和3年	1月15日	廃止措置計画の一環として、ウラン濃縮試験の終了等に伴う使用施設の新たな設備・機器の解体・撤去に係る核燃料物質使用変更許可を原子力規制委員会に申請
	9月17日	原子力規制委員会が核燃料物質使用変更を許可
	11月2日	県は、当該計画の安全性や周辺環境への影響等について鳥取県原子力安全顧問会議において検証を行い、三朝町とともに、機構に環境協定の基づき了解する旨回答

第4章 原子力安全対策

1. 原子力安全の法的な枠組

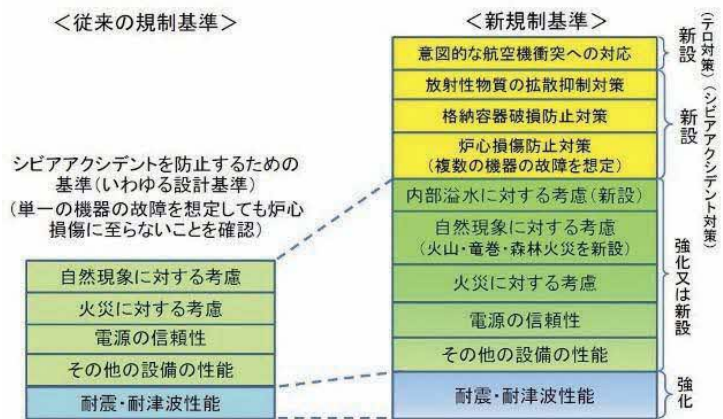
東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の教訓や国会事故調、政府事故調等の提言、国際原子力機関(IAEA)の安全基準を含む各国の規制動向等を取り入れて、平成24年6月27日に原子炉等規制法が改正され、①重大事故対策(シビアアクシデント)の強化、②最新の技術的知見を踏まえた新たな規制基準が設けられた場合の許可済み原子力施設への適合の義務づけ(バックフィット制度の導入)、③運転期間延長認可制度の導入(運転可能期間を最初の使用前検査合格日から起算して40年。ただし、原子力規制委員会が認可した場合は、1回に限り20年を限度に延長可能)、④発電用原子炉施設に関する規制の原子炉等規制法への一元化などの規制強化が追加されました。

(1) 原子力発電所の新規制基準

新たに原子力発電所を建設する、若しくは既設の発電所を再稼働する際には、原子炉等規制法に基づき、原子炉の設置や運転について原子力規制委員会の許可を得る必要があります。そのための手続きとして、原子力規制委員会は事業者からの申請を受けて審査を行います。

審査を行う際のルールとして、原子力規制委員会には様々な委員会規則が設けられていましたが、原子炉等規制法の改正に伴い大幅に改正され、これらの改正された委員会規則全般を「新規制基準」と呼んでいます。

これまでの規制基準と新規制基準の主な変更点は、地震、津波をはじめとする自然災害等への対策の強化や、これまで事業者の自主的な取組に任せられてきたシビアアクシデント対策(炉心損傷を伴うなど重大事故への対策)の義務化、シビアアクシデントやテロが発生した場合に対処するための基準の新設、新たな規制を既存プラントにまで反映させるバックフィット制度の導入等であり、この新規制基準は平成25年7月8日に施行されました。



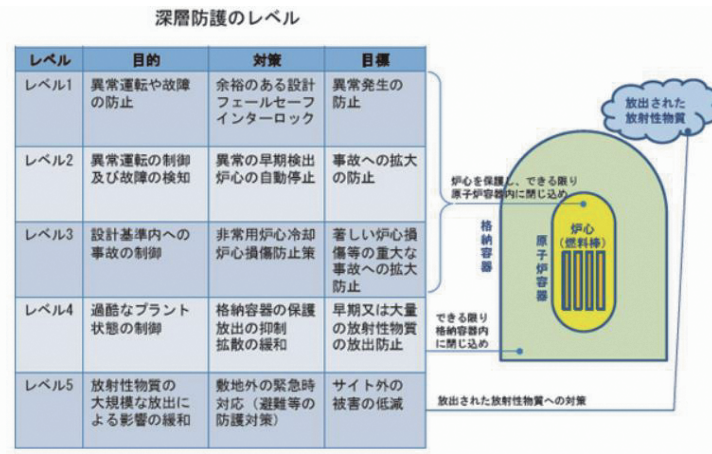
(出典：原子力規制委員会ホームページ)

【深層防護と新規制基準の関係】

原子力発電所は、原子炉の運転を「止める」、原子炉を「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」ための安全対策が講じられており、その安全確保の考え方は「深層防護」が基本である。「深層防護」とは、何重にも安全対策が講じることであり、前層の対策が機能しないことを前提として対策を組み立てている。

福島第一原子力発電所事故以前は、重大事故の発生防止を目標とした第3層までを対象としていたが、新規制基準は「第4層(重大事故(シビアアクシデント)の進展を防止する)」を規制に取り入れるなど、従来の規制から大幅に強化されている。その結果、新規制基準に合格した原子力発電所は、万が一事故が発生したとしても、放射性物質の放出量は最小限に抑えられ、環境に及ぼす影響は小さいと考えられる。

なお、第5層は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法によって担保され、その実務は内閣府や自治体が担うが、避難計画は原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針に基づいて作成され、国による計画の具体化・充実化や支援が行われるとともに、「緊急時対応」として取りまとめられ、原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的なものであることが確認された後、原子力防災会議において了承される。



(出典：原子力規制委員会ホームページ)

(2) 原子力発電所に係る審査・検査

事業者は、原子力発電所の運転開始前に新規規制基準への適合性の審査を受け、基本的に設計及び工事の計画の認可後に使用前確認申請を行い、使用前事業者検査を行います。

また、使用前事業者検査などを含む事業者の安全活動全般について、原子力規制庁の検査官がいつでも現場を自由にチェックでき、必要な情報を自由にアクセスできる原子力規制検査の運用が開始されました。

ア 設計・建設段階

原子力事業者は、原子力発電所の運転開始前に設備の設計方針について記した「原子炉設置（変更）許可」を原子力規制委員会に申請し、設置許可基準への適合性について審査を受けます。

設置（変更）許可を受けた原子力事業者は、設備の詳細な設計内容を記した「設計及び工事の計画の認可」を原子力規制委員会に申請し、設置（変更）許可との整合性について審査を受けます。この詳細設計に基づき安全対策工事が完了した設備については、原子力事業者が「使用前事業者検査」を行い、設計及び工事の計画との整合性や技術基準への適合性について確認します。

さらに、運転開始に当たっては原子力事業者の運転管理を規定した「保安規定（変更）認可」の審査が行われます。

イ 運転段階

原子力発電所の設備を健全な状態に維持し、トラブルの未然防止や発電所の安全運転を図るため、1年程度に1回、原子炉を止めて、原子力事業者による「定期事業者検査」を行い、技術基準への適合性について確認が行われます。

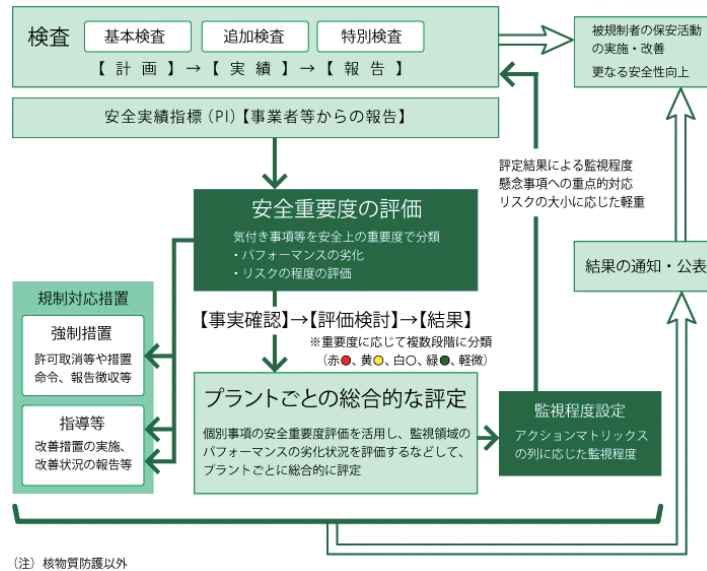
さらに、原子力運転検査官による「日常検査」等を通じて、原子力事業者が保安規定を遵守しているかどうかの確認が行われ、運転に関する主要な情報については定期的に、事故や故障等のトラブルについては直ちに、原子力規制委員会に報告することになっています。

ウ 原子力規制検査

原子力事業者が自ら主体的に検査を行って安全の一義的な責任を持ち、国は原子力事業者の全ての保安活動を監視する「原子力規制検査」が令和2年4月から本格運用されました。事業者が使用前事業者検査や定期事業者検査等により課題を自主的に改善し、規制当局である原子力規制委員会は事業者が行う検査や保安活動全般を監視する制度です。

従前は検査官が検査の時期と項目を事前に伝えていましたが、国際原子力機関（IAEA）からの改善勧告を受けて、検査官は社内会議への同席や原子力発電所への立ち入り、書類等の情報閲覧が自由にできるようになりました（抜き打ちのフリーアクセス方式）。

この検査制度は米国を手本にした新検査制度です。また年に1回、原子力発電所ごとに安全確保の状態を評価し、評価が悪くなると追加検査に入る、安全上のリスクが高い項目は入念に調べるなど、重要性に応じて軽重を付けて検査ができるようになりました。



(注) 核物質防護以外

(出典：原子力規制委員会ホームページ)

【原子力規制事務所の検査官等】

原子力運転検査官
平常時においては原子力施設に対して、保安規定の遵守状況、運転管理状況、及び教育訓練の実施状況の調査、定期自主検査等での立会いなどの保安検査を実施し、トラブル等発生時においては、本省への連絡、現場調査及び再発防止対策の確認等を行う。
原子力防災専門官
平常時においては、防災に係る事業者への指導・助言、オフサイトセンターに設置する放射線影響の予測機器や環境モニタリング装置の保守管理、原子力防災計画策定等に対する地方公共団体への指導・助言、原子力防災訓練の企画と実施、原子力防災についての地元への理解促進活動などを行う。 緊急事態発生時には、情報収集と国との連絡、要員招集の判断などが主な任務となる。特に初動時において、事業所の原子力防災管理者からの通報を受けて、速やかに防災体制を整えるという重要な役目を担っている。
上席放射線防災専門官
平常時においては、環境放射線モニタリングの実施に関する関係自治体、関係機関等との連絡・調整、訓練・研修等を通じた地方公共団体職員への技術的支援、原子力事業者防災業務計画に関する指導及び助言、原子力事業者の放射線測定設備に対する検査などを行う。 緊急事態発生時には、緊急時モニタリングセンターの立上げや緊急時モニタリングを県などと協力して行う。

【関係する原子力規制事務所】

島根原子力規制事務所	
対象施設	中国電力(株)島根原子力発電所
所在地	〒690-0873 島根県松江市内中原町52 島根県原子力防災センター 2階 電話：0852-22-1947、ファクシミリ：0852-28-4879
所員 (計7名)	所 長：統括原子力運転検査官 副所長：原子力防災専門官 所 員：原子力運転検査官 2名、上席放射線防災専門官、核物質防護対策官、事務補佐員
上齋原原子力規制事務所	
対象施設	(国研)日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター
所在地	〒708-0601 岡山県苫田郡鏡野町上齋原514-1 上齋原オフサイトセンター 1階 電話：0852-22-1947、ファクシミリ：0852-28-4879
所員 (計3名)	所 長：統括原子力運転検査官 副所長：原子力運転検査官併任 所 員：原子力防災専門官

(3) GX脱炭素電源法に基づく新制度

気候変動問題への対応に加え、ロシアによるウクライナ侵略を受けて以降、エネルギー安定供給の確保が世界的に大きな課題となり、政府は脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するために、令和5年2月10日に「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定しました。

この基本方針に基づき、安全確保を大前提とした原子力の活用に向けた関連法が改正され、令和5年5月31日に東電法案となる「GX脱炭素電源法」が成立しました。

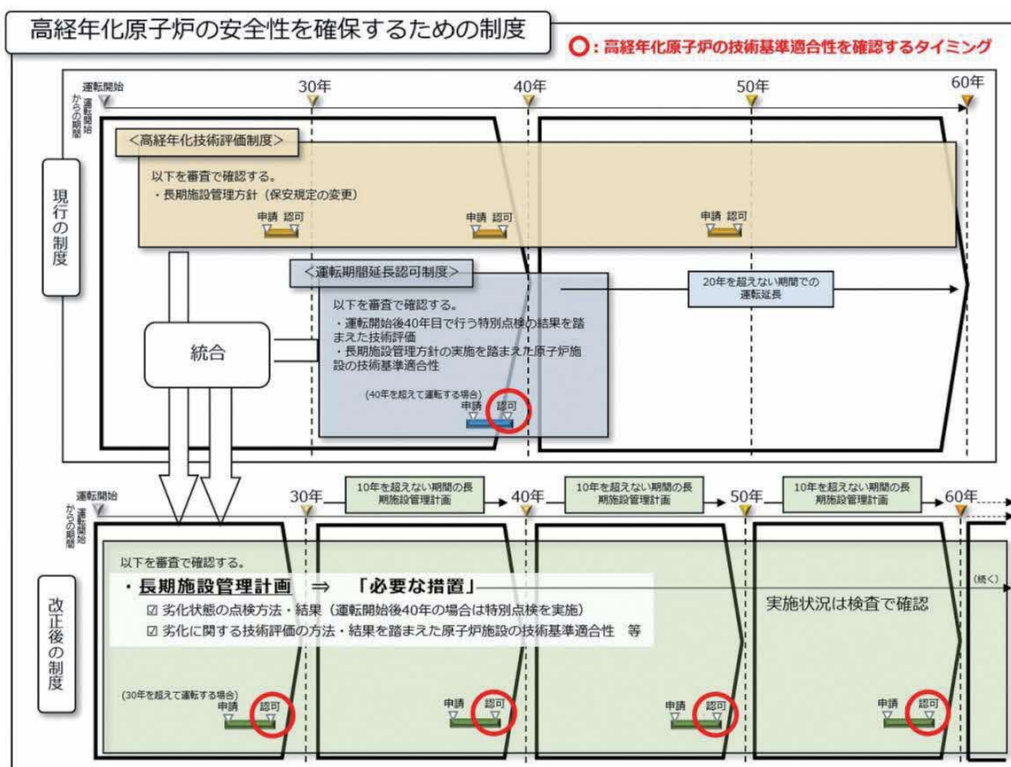
ア GX脱炭素電源法

原子力基本法、電気事業法、原子炉等規制法、再処理等拠出金法及び再生エネルギー特別措置法の5つの改正案を束ねたGX脱炭素電源法が成立しました。

原子力基本法	原発活用によって、電力安定供給や脱炭素社会を実現させることは「国の責務」
電気事業法	安全審査などによる停止期間を運転年数から除外することで、実質的に60年超運転が可能
原子炉等規制法	運転開始30年後を起点に、10年以内ごとに設備の劣化に関する技術的評価を原子力規制委員会が審査
再処理等拠出金法	原子力事業者に廃炉資金の拠出を義務化
再エネ特措法	送電網整備の支援強化

イ 運転期間及び高経年化に関する旧制度と新制度の比較

GX脱炭素電源法に基づく新制度は令和7年6月に施行されました。運転期間においては、事実上の60年超運転が可能となる一方で、高経年化においては、施設の管理方針だけでなく、劣化の予測・評価の詳細な方法や内容までが認可の対象になる等、規制の厳格化が図られています。



(出典：原子力規制委員会ホームページ)

(ア) 運転期間の変更 (電気事業法)

運転期間の規定は原子炉等規制法から電気事業法に移管され、福島第一原子力発電所事故後に定められた「原則40年、最長60年」の枠組みを維持しつつ、安全審査等による停止期間を除外することで、事実上の60年超運転が可能となりました。

(イ) 長期施設管理計画の認可 (原子炉等規制法)

高経年化した原子力発電所に対する安全規制が盛り込まれ、運転を継続する場合、運転開始後30年

以降は10年以内ごとに原子力規制委員会の認可を取得する必要があります。設備の劣化状態の点検方法・結果、劣化に関する技術評価の方法・結果を踏まえた技術基準適合性を確認するタイミングは、旧制度の運転開始後40年時点の1回から、新制度では運転開始後30年から10年を超えない期間ごとに必要となり、規制が厳格化されています。

ウ 島根原子力発電所2号機における対応

島根2号機では、GX脱炭素電源法の改正前の旧制度に基づく手続きとして、高経年化技術評価に基づいて策定した長期施設管理方針を盛り込んだ保安規定変更を平成30年2月7日に申請し、令和6年4月24日に認可されました。これにより、運転開始後30年目から10年間の運転に必要な安全対策設備の健全性維持が確認されたこととなります。

一方、GX脱炭素電源法に基づく新制度による長期施設管理計画認可の申請は、令和6年4月24日に認可された内容を反映させて令和6年7月30日に行われ、令和7年5月21日に認可されました。この認可により30年を超えて運転することが可能となりました。

(4) 運転期間延長申請

GX脱炭素電源法により運転期間の規定は電気事業法に移管されました。40年超運転を行うには運転期間延長認可申請と特別点検の結果を踏まえた長期施設管理計画認可申請を経済産業省と原子力規制委員会に提出してそれぞれ認可を受ける必要があります。

特別点検は、GX脱炭素電源法の改正前の旧制度から規定され、GX脱炭素電源法による新制度でも踏襲されており、施設の状態をできる限り詳細に把握するために実施する点検であり、取替の難しい原子炉圧力容器、格納容器、コンクリート構造物を対象として詳細に確認・評価するものです。

ア 特別点検

対象	着目する劣化事象	点検方法
原子炉圧力容器	<ul style="list-style-type: none"> 中性子照射脆化 腐食、疲労 応力腐食割れ 	超音波探傷試験、浸透探傷試験、目視等による状態確認
原子炉格納容器	<ul style="list-style-type: none"> 腐食 	目視、超音波探傷試験による状態確認
コンクリート構造物	<ul style="list-style-type: none"> 強度低下 遮蔽能力低下 	採取したコアサンプル等による強度、遮蔽能力、中性化、塩分浸透及びアルカリ骨材反応の確認

イ 島根2号機における対応

運転開始から37年が経過する島根2号機では、令和8年2月9日から始まった第18回定期事業者検査において、40年超運転に必要な特別点検の実施に向けてデータ採取を行っています。中国電力(株)は特別点検の結果を踏まえて島根2号機の40年超運転を判断するとのことでした。

2. 原子力安全に対する県の取組

鳥取県では法制度の枠外であっても、安全協定等に基づき原子力発電所の安全確保に対する事業者の活動を厳しく監視し、必要に応じ意見、適切な措置を要求する方針であり、原子力発電所の安全規制を担う国に対しても責務の遂行を要請しています。

鳥取県は引き続き周辺地域として厳しく安全を監視・確認し、常に安全を第一義として、必要に応じて意見を述べていきます。

(1) 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的とした安全協定を締結（周辺自治体では初）した後、協定の立地自治体と同等の文言への改定協議が行われ、1号機の廃止措置及び2号機の原子炉設置変更許可の審査合格に際し、安全協定が改定されました。

ア 安全協定の締結

島根原子力発電所の30km圏内には鳥取県米子市の一部及び境港市全域が含まれます。県民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として、平成23年5月から中国電力(株)との安全協定締結に向け調整した結果、全国初の「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）」(当時)外での安全協定を締結しました。

この安全協定締結までの経緯としては、平成19年に島根原子力発電所2号機のプルサーマル計画導入の動きを契機に県議会で更なる監視体制が必要との議論を受け、安全協定締結、若しくはそれに準じた通報連絡体制の充実を中国電力(株)に申し入れをし、その後、平成23年3月の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故で30km圏内に甚大な被害が発生したことから、同年5月から安全協定締結に向け調整し、周辺地域として全国初の安全協定の締結に至ったものです。

【締結式】

日 時：平成23年12月25日(日) 午前11時～12時

場 所：知事公邸 第1応接室

出席者：鳥取県知事 平井伸治、米子市長 野坂康夫(当時)、境港市副市長 安倍和海(市長代理(当時))、中国電力(株) 荻田知英取締役社長(当時)、岩崎昭正島根原子力発電所長(当時)



イ 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱の概要

鳥取県、米子市、境港市及び中国電力(株)は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として、次のとおり協定及び運営要綱を締結しています。

【安全協定及び運営要綱の主な項目（令和4年4月8日一部改定）】

※鳥取県(甲)、米子市(乙)、境港市(丙)、中国電力(株)(丁)とそれぞれ表記する。

特徴的な項目	協定等の主な内容	記載箇所
①計画等の事前報告	<ul style="list-style-type: none"> 丁は、発電所の増設に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画、原子炉施設の重要な変更、原子炉の廃止措置計画及び同計画の重要な変更に掲げる事項について、甲、乙及び丙に報告する。 甲、乙及び丙は、報告について意見を述べることができる。 丁は、意見があった場合は、誠意をもって対応する。 報告に当たっては、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、意見を述べるための検討期間 	協定第6条 (1)(2)(3) 運営要綱第3条 (4)

	を考慮し、適切に報告を行う。	
②立入調査	<ul style="list-style-type: none"> 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲は、甲の職員を発電所に立入調査させることができる。 「甲の職員」には、鳥取県原子力安全顧問が含まれる。 乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙及び丙の職員を発電所に立ち入らせて確認させ、意見を述べる。 丁は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応する。 	<p>協定第11条 (1)</p> <p>運営要綱第8条 (1)(2)(3)</p>
③核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡	<ul style="list-style-type: none"> 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡する。 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡する。 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡する。 	<p>協定第7条</p> <p>運営要綱第4条 (1)(2)</p>
④核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡	<ul style="list-style-type: none"> 丁は、関係法令に基づき輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定したときは、速やかに甲、乙及び丙に連絡する。 甲、乙及び丙は、丁から連絡のあった内容のうち、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から公表しない。 	<p>運営要綱第4条 (1)(2)</p>
⑤適切な措置の要求	<ul style="list-style-type: none"> 甲は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、乙及び丙の意見を聴取し、丁に対して直接、又は国を通じ、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを求める。 丁は、前項の求めがあったときは、誠意をもって対応する。 丁は、適切な措置を求められた場合には、速やかに処置方針を回答する。 甲は、丁の処置方針に意見がある場合には、直ちに甲及び丁において協議し、丁は適切な措置を講ずる。 	<p>協定第12条 (1)(2)</p> <p>運営要綱第9条 (1)(2)</p>
⑥運用	<ul style="list-style-type: none"> この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、定める。 丁は、この協定の運用において、甲、乙、及び丙から意見があった場合は、誠意をもって対応する。 	<p>協定第21条 (1)(2)</p>
⑦協定の改定	<ul style="list-style-type: none"> この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議する。 甲、乙、丙又は丁のいずれかから改定の申し出があったときは、必要に応じ、甲、乙、丙及び丁の実務担当者で構成される協議会を開催する。 	<p>協定第20条</p> <p>運営要綱第13条</p>
⑧安全確保等の責務	<ul style="list-style-type: none"> 丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設、運転・保守及び廃止に万全の措置を講ずる。 	<p>協定第1条</p>
⑨情報の公開	<ul style="list-style-type: none"> 甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努める。 	<p>協定第2条</p>
⑩環境放射線等の測定	<ul style="list-style-type: none"> 甲、乙、丙及び丁は、甲が定める計画に基づき鳥取県内の環境放射線に関する測定を行う。 乙、丙及び丁は、甲が定める計画の策定又は変更について意見を述べることもできるとともに、意見があった場合は、相互に誠意をもって対応する。 甲、乙及び丙は、必要と認めた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙の職員を立ち合わせることができる。 甲は、測定結果を公表する。 	<p>協定第5条 (1)(2)(3) (4)(5)</p>
⑪平常時における連絡	<ul style="list-style-type: none"> 丁は、甲、乙及び丙に対し、発電所建設工事の計画及び進捗状況、廃止措置の実施状況などについて、定期的に又はその都度遅滞なく連絡する。 	<p>協定第8条</p>
⑫運転上の制限等を満足しない場合の連絡	<ul style="list-style-type: none"> 丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡する。 	<p>協定第9条</p>

⑬異常時における連絡	・丁は、甲、乙及び丙に対し、原子炉施設等の故障関係などの事項について発生時に連絡する。	協定第10条
⑭広報	・丁は原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行う。	運営要綱第10条
⑮損害の補償	・発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たる。 ・発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められる時、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他最善の措置を講ずる。 ・補償の実施に当たり、補償額の決定に長期間を要すると判断される時は、丁は国等の関係機関と調整の上、仮払い等の措置を講ずる。	協定第18条 (1)(2) 運営要綱第12条

ウ 島根原子力発電所1号機の廃止措置に伴う協定改定について

島根原子力発電所1号機については、平成27年4月30日をもって営業運転を終了したことから、廃止措置計画を作成し、原子炉等規制法に基づき原子力規制委員会の認可を受けることが必要となりました。

県では、島根原子力発電所1号機の廃止措置に対して、安全協定に基づき中国電力(株)に対して対応していく中で、安全協定第6条の「原子炉の解体」について、法令の手続きに沿って明確化する必要があるため、中国電力(株)に対して協定改定の申し入れを行い、平成27年12月22日、原子炉の廃止に伴う法令上の手続きを明確化するなど安全協定等の一部が改定されました。協定及び運営要綱ともに、廃止措置の法令に沿った手続きについては立地自治体の協定と同じになりました。

(ア) 計画等の報告 (協定第6条、運営要綱第3条)

「原子炉の解体」を「廃止措置計画の認可」及び「廃止措置計画の重要な変更」と表記することによって、法令に沿って事前に報告すべき手続き等を明確化。

(イ) 平常時における連絡 (協定第8条、運営要綱第5条)

廃止措置の実施状況を確認するための平常時における連絡として、「廃止措置の実施計画」「廃止措置状況」等を明記。

(ウ) 保安規定における運転上の制限を満足しない場合の連絡 (協定第9条、運営要綱第6条)

廃止措置を実施する際に、廃止措置段階の保安規定に新たに加わる「施設運用上の基準」を追記し、明確化。

(エ) 安全確保等の責務 (協定第1条)

廃止措置中の原子炉施設においても中国電力(株)に安全確保の責務があることを明確化。

(オ) その他

本協定の締結後に行われた法令等の改正に伴う文言等の修正。

エ 島根原子力発電所2号機の原子炉設置変更許可の審査合格に伴う協定改定について

安全協定締結後、平成24年10月12日の県議会の立地自治体並みの改定を求める決議を受け、県では中国電力(株)と改定協議を開始しました。その後、平成25年3月15日に協定の運用においては立地と同様の対応を行うことを中国電力(株)に文書で確認し、協定の運用上は支障がないと判断したことから、協議を一時凍結しました。しかしながら、協定の文言の差異について県議会から改定すべきとの意見が党派を超えてあったことから、中国電力(株)に申し入れを行うなど協議を重ねてきました。

令和3年9月15日の島根原子力発電所2号機の審査合格に伴い、島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会を再開し、令和4年2月18日の第4回協議会にて全項目の回答を得たのち、3月10日の第5回協議会にて調印に向けて合意し、事前了解においては、安全協定の運用が立地自治体と同じであることを確認の上、条文に「誠意をもって対応する」との記載を加えるとともに、「計画等の報告」を「計画等の事前報告」にするなど、安全協定の一部が改定されました。

令和4年4月8日に協定改定調印式が行われ、同日、中国電力(株)から鳥取県と米子・境港市に安全協定の運用において立地自治体と同様の対応を行うとの文書が提出されました。

(ア) 計画等の事前報告 (協定第6条、運営要綱第3条)

原子炉施設の重要な変更などを事前に報告することを明確化。報告に対して、「相互に意見を述べることができる」から「相互に」を削除し、鳥取県、米子市及び境港市から意見があった場合、誠意をもって対応することを追記。

(イ) 核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡 (協定第7条、運営要綱第4条)

輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報など、これまで核物質防護の観点から連絡できないとしていたことを連絡するように修正。

(ウ)立入調査（協定第11条、運営要綱第8条）

「現地確認」を、立地自治体の「立入調査」に修正。

(エ)適切な措置の要求（協定第12条、運営要綱第9条）

立入調査の結果、特別な措置を講ずる必要があると認める場合には、原子炉の運転停止を含む適切な措置を求めることを追記。

【協定改定調印式】

日 時：令和4年4月8日（金） 10時～10時30分

場 所：知事公邸第1応接室

出席者：

- 〔鳥取県知事〕 平井 伸治
- 〔米子市長〕 伊木 隆司
- 〔境港市長〕 伊達 憲太郎
- 〔中国電力(株)〕 芦谷 茂 代表取締役副社長執行役員電源事業本部長
岩崎 晃 執行役員電源事業本部島根原子力本部島根原子力発電所長



オ 経緯

年月日	内 容
平成23年 12月25日	協定締結（鳥取県、米子市、境港市、中国電力(株)）
平成24年 11月1日	知事、米子市長、境港市長から中国電力(株)荻田社長（当時）へ直接、立地県並みの安全協定への改定について申し入れ〔第1回申し入れ〕
11月20日	第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会（実務者レベル）改定項目を提示（計画等の事前了解、立入調査、措置の要求、核燃料物質等の輸送情報）
平成25年 1月23日	第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会（実務者レベル）現協定の実効性確保のための運用面での内容確認（県専門家委員の現地確認、広報等）
3月6日	統轄監から中国電力(株)島根原子力本部長へ、安全協定の改定協議状況に関する申し入れ（県庁）
3月13日	副知事、米子市(水道事業管理者)、境港市副市長から中国電力(株)副社長へ、安全協定の改定に関する申し入れ（中国電力(株)広島本社）
3月15日	中国電力(株)清水副社長が知事へ直接申し入れに対する文書回答を持参（県庁）
11月21日	中国電力(株)から本県に対し、安全協定第6条に基づく島根原子力発電所2号機の新規制基準への適合性確認申請の事前報告（島根県等にも同日対応）
11月22日	第3回原子力安全対策 PT 会議（米子・境港市長との意見交換）
11月25日	第4回原子力安全対策 PT 会議（中国電力(株)による説明）
11月30日	原子力防災専門家会議（中国電力(株)による説明（申請内容に係る技術的検討等））
12月4日	中国電力(株)主催の地元での説明会（住民も参加）
12月11日	3首長意見交換（知事、米子市長、境港市長）
12月12日	県議会全員協議会（中国電力(株)による説明、事前報告について）
12月13日	覚書に基づく島根県からの意見照会
12月17日	安全協定に基づく事前報告に対する鳥取県等の回答について、知事から中電副社長へ申し入れ（鳥取県庁）（意見留保）〔第2回申し入れ〕 適合性確認申請に当たっての安全協定に基づく事前報告の可否に関しては、条件を付けた上で最終的な意見を留保し、最終的な意見は、原子力規制委員会及び中電から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議（当時）、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
平成25年 12月25日	知事が中国電力(株)荻田社長（当時）と意見交換（県庁）
平成26年 3月10日	中国電力(株)主催説明会（2県6市の職員対象）
10月20日	知事から中国電力(株)社長へ原子力防災対策（人件費など）の負担への協力要請（中国電力(株)本社）
平成27年 3月18日	知事から中国電力(株)副社長へ申し入れ（県中部総合事務所）〔第1回文書申し入れ〕 島根1号機廃止に係る申し入れ（厳正な安全対策の徹底、協定改定、防災対策への協力）
3月19日	県から中国電力(株)に対し、申し入れ書「島根原子力発電所1号機の廃止決定に伴う申し入れについて」を手交
5月1日	県から中国電力(株)に対し、申し入れ書「島根原子力発電所1号機の運転終了に伴う申し入れについて」を发出（危機管理局長名）
5月15日	県から中国電力(株)に対し、申し入れ書「島根原子力発電所1号機の営業運転終了に伴う安全

	確保について」を手交
12月8日	知事から中国電力(株)副社長へ、島根1号機廃止に伴う安全協定改定の申し入れ(県庁)〔第3回申し入れ〕 原子炉等規制法第43条の3の33第1項に規定される廃止措置が講じられることから、島根原子力発電所に係る鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、安全協定を改定すること。
12月22日	原子力安全協定等の一部を改定する協定を締結(県、米子市、境港市、中国電力(株)) 廃止措置の法令に沿った手続きに関して、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保協定等の一部を改定する協定を締結
平成28年 4月28日	知事から中国電力(株)副社長へ申し入れ 島根1号機の廃止措置計画及び同2号機の特重大事故等対処施設の設置等の事前報告に際し、安全を第一義に周辺地域にも立地と同じように情報を提供し、同じように安全を図ること。住民説明を行うこと。
5月22日	第1回鳥取県原子力安全対策合同会議(原子力規制委員会原子力規制庁島根原子力規制事務所、中国電力(株)からの聞き取り等)
6月12日	原子力安全対策PT会議(コアメンバー) 3首長意見交換
6月15日	県議会全員協議会「島根1号機の廃止措置計画及び同2号機の特重大事故等対処施設の設置等について」
6月17日	知事が中国電力(株)副社長へ、安全協定に基づく回答及び安全協定改定を申し入れ〔第4回申し入れ〕 ・島根1号機廃止措置計画等の事前報告の可否に関する最終的な意見は留保し、条件を付して回答する。 ・最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査後、同委員会及び中国電力(株)から審査結果について説明を受け、議会、県安全顧問、原子力安全対策合同会議等と協議の上、提出する。 ・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること。
平成29年 6月27日	知事が中国電力(株)副社長へ、安全協定に基づく回答及び安全協定の改定を申し入れ〔第5回申し入れ〕 ・島根1号機廃止措置計画認可後の廃止措置計画認可申請に係る事前報告の可否について、8項目の条件を付し、廃止措置の全体計画と解体工事準備期間(第1段階)の実施に限り了解する旨回答する。 ・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること
平成30年 8月2日	・県議会全員協議会で島根3号機の新規制基準適合性審査申請に関する事前報告について説明を行った際、県議会から協定の改定について要請があり、知事から中国電力(株)に協定改定を文書で申し入れ。3号機だけでなく2号機についても協定改定が再稼働判断に影響を及ぼすことを申し添えた。
8月6日	知事が中国電力(株)副社長へ、安全協定に基づく回答及び安全協定の改定を申し入れ〔第6回申し入れ〕 ・島根3号の適合性確認申請に当たっての安全協定に基づく事前報告の可否に関しては、条件を付けた上で最終的な意見を留保し、最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力(株)から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。 ・茨城県での新たな文言への修正も含め、鳥取県知事からの申し入れに応じてこれられない中国電力(株)の対応は改められるべきであり、立地自治体と同内容へ改定すること。
11月9日	危機管理局長が中国電力(株)鳥取支社長へ、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査の対応等に関する申し入れ〔第7回申し入れ〕 ・安全を第一義とし、最新の知見を反映して審査に対して真摯に対応すること。 ・周辺地域の住民に対して説明責任を果たすこと。 ・安全協定を改定すること。
令和3年 8月11日	副知事が中国電力(株)鳥取支社長へ、中国電力(株)が島根県周辺3市から申し入れのあった安全協定改定への回答内容の本県への報告時にあわせ、安全協定の改定を申し入れ〔第8回申し入れ〕 ・安全協定の改定に向けた具体的な検討を進めるとともに、速やかに協定を改定すること。
10月5日	第1回協議会(実務者レベル) ・県から中国電力(株)に改定を求める4項目(核燃料物質等の輸送情報、立入調査、措置の要求、計画等の事前了解)の早期改定を行うとともに、改定が長期行われなかった理由及び「(事前了解権が)立地自治体固有の規定」とする発言について説明すること。
10月22日	第2回協議会(実務者レベル) ・中国電力(株)から県へ、改定が長期行われなかった理由は、国策として原発を受け入れ、発電所に最も近い立地自治体への配慮により時間を要したこと。事前了解権が立地自治体固有の規定とする理由は、立地自治体には公有水面埋立て等の許認可や用地取得などの施設設置の手続きにおいて包括的に理解いただいた経緯があるなどの説明がある。安全協定の運用において、安全上の差がないことを確認。

11月4日	第3回協議会（実務者レベル） ・中国電力(株)から県へ、核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡と現地確認について「協定を改定する」、原子力防災財源への協力については継続性をもった仕組みとする方向で協議を行う」と回答がある。
令和4年 2月18日	第4回協議会（実務者レベル） ・中国電力(株)から県へ、「現地確認」を「立入調査」に改めること、立入調査の結果、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を要求する規定（措置要求）を加えること、核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡に輸送日時、経路等の詳細な情報を加えること、事前了解については安全協定の運用が立地自治体と同じであることを確認の上、条文に「誠意をもって対応する」との記載を加えるとともに、「計画等の報告」を「計画等の事前報告」とする改定案の回答がある。
2月22日	県議会全員協議会「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定等について」県議会が中国電力(株)の改定案を了と判断
2月28日	米子市、米子市議会が中国電力(株)の改定案を了と判断
3月7日	境港市、境港市議会が中国電力(株)の改定案を了と判断
3月10日	第5回協議会（責任者レベル） ・米子・境港両市長から知事へ中国電力(株)から提示された改定内容について了解の報告と、中国電力(株)から協定の運用は立地自治体と同様に行うこと及び一部表現の差異があることから協定運用が同様であるとの文書を協定改定の調印時に提出することの説明を受け、知事が協議会を終了し、今後は調印に向け手続きを進めることを確認。また「立入調査」「措置要求」について、県が実施主体、2市が参画主体となることから、協定運用上の実効性確保のため、県と2市で覚書を締結することについて合意。
4月8日	協定改定調印（鳥取県、米子市、境港市、中国電力(株)） 中国電力(株)が鳥取県と米子・境港両市に安全協定の運用において立地自治体と同様の対応を行うとの文書を提出。

(2) 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書の締結

鳥取県が国、中国電力(株)等に対し、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たっては、鳥取県・米子市・境港市の意見等を踏まえ誠意をもって対応するとともに、国・中国電力(株)等に鳥取県・米子市・境港市の意見等を伝えることについて、平成25年11月1日に鳥取県知事・米子市長・境港市長が合同で鳥取県知事に対して申し入れを行いました。

この申し入れを踏まえ、鳥取県が島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たっての手続きについて、平成25年11月7日に鳥取県・米子市・境港市は鳥取県と覚書を締結しました。

（鳥取県は、平成25年10月29日に出雲市・安来市・雲南市とも覚書を締結）



鳥取県知事への申し入れ

【島根原子力発電所1号機】

（廃止措置計画認可申請の事前報告への対応）

年	月日	内容
平成28年	4月28日	鳥取県知事から覚書に基づく意見の照会に係る事前依頼
	6月17日	鳥取県知事から覚書に基づく意見の照会 鳥取県知事から鳥取県知事に対して、米子・境港両市長の意見を踏まえて、事前報告の可否に関する最終的な意見は原子力規制委員会及び中国電力(株)から審査結果について説明を受け、議会、専門家、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、中国電力(株)に提出する旨を回答
平成29年	6月12日	鳥取県知事から覚書に基づく意見の照会に係る事前依頼
	6月27日	鳥取県知事から鳥取県知事に対して、米子・境港両市長の意見を踏まえて、事前報告の可否に関しては、原子力規制委員会の審査を受けた廃止措置の全体計画及び解体工事準備期間（第1段階）の廃止措置の実施に限り了解するとして、中国電力(株)に意見を提出する旨を回答
	7月7日	鳥取県知事から覚書に基づく意見の照会 鳥取県の取扱方針等について説明を受けたのち、鳥取県知事から鳥取県知事に対して、米子・境港両市長の意見を踏まえて、鳥取県の中国電力(株)への申し入れ内容等について回答し、特段の配慮を要請

(廃止措置計画変更認可申請 (第2段階) の事前報告への対応)

年	月日	内容
令和5年	8月8日	島根県知事から覚書に基づく意見の照会に係る事前依頼
	10月8日	鳥取県知事から島根県知事に対して、米子・境港両市長の意見を踏まえて、事前報告の可否に関しては、廃止措置の全体計画及び原子炉本体周辺設備等解体撤去期間(第2段階)の廃止措置の実施に限り了解するとして、中国電力(株)に意見を提出する旨を回答
	12月4日	島根県知事から覚書に基づく意見の照会 島根県の取扱方針等について説明を受けたのち、鳥取県知事から島根県知事に対して、米子・境港両市長の意見を踏まえて、島根県の中国電力(株)への申し入れ内容等について回答し、特段の配慮を要請

【島根原子力発電所2号機】

(新規規制基準適合性申請の事前報告への対応)

年	月日	内容
平成25年	12月13日	島根県知事から覚書に基づく意見の照会
	12月17日	鳥取県知事から島根県知事に対して、米子・境港両市長の意見を踏まえて、新規規制基準への適合性申請の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力(株)から審査結果について説明を受け、議会、専門家、米子市、境港市の意見を聞いた上で中国電力(株)に提出する旨を回答

(再稼働判断に関する対応)

年	月日	内容
令和3年	12月14日	島根県知事から覚書に基づく意見の照会
令和4年	3月28日	鳥取県知事から島根県知事に対して、米子・境港両市長の意見を踏まえて、新規規制基準適合性に関する安全対策について了解した旨を中国電力(株)に回答するとともに、安全を第一義として7項目の条件を要求し、今回の回答は再稼働容認ではなく、再稼働までの手続きの段階で中国電力(株)に意見を出しながら、県民の安全を第一義に進めていく考えなどの意見を回答

【島根原子力発電所3号機】

(新規規制基準適合性申請の事前報告への対応)

年	月日	内容
平成30年	5月31日	島根県知事から覚書に基づく意見の照会に係る事前依頼
	8月6日	鳥取県知事から島根県知事に対して、米子・境港両市長の意見を踏まえて、新規規制基準への適合性申請の可否に関しては、敢えて判断を見送ることとし、今回最終的な意見を留保するとして、事前報告の可否に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力(株)から審査結果について説明を受け、議会、専門家、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、中国電力(株)に提出する旨を回答
	8月7日	島根県知事から覚書に基づく意見の照会 島根県の取扱方針等について説明を受けたのち、鳥取県知事から米子・境港両市長の意見を踏まえて、島根県知事に対して、島根県の中国電力(株)への申し入れ内容等について回答し、特段の配慮を要請

(3) 島根原子力発電所に係る中国電力(株)への申し入れ

鳥取県では、平成23年に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故以後、島根原子力発電所に係る事項について、適宜中国電力(株)への申し入れ等を実施しています。

令和7年度の対応は以下のとおり、令和6年度以前の申し入れ結果は資料27に掲載しています。

年月日	場所	手交	内容
令和7年 9月3日	中電本社	知事 →中川社長	<p>島根原発に係る原子力安全対策を担う鳥取県・米子市・境港市に対する財源措置の適正化等について、以下のとおり申し入れ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 立地地域のみならず周辺地域に対しても同等の配慮を行う基本的な姿勢を明らかにすること。 2 国の方針変更（原発特措法の対象を原発10キロ圏内から30キロ圏内に拡大）の重要性を十分踏まえ、周辺地域に対して立地地域と同等の財源負担を行うことを速やかに明らかにし、周辺地域の要請に真摯に向き合い、その実現を適切に図ること。 3 山口県上関町における中間貯蔵施設計画など、島根原発に係る使用済み核燃料等に今後関わるものとなるのであれば、周辺地域に対しても丁寧に説明するなど速やかに情報共有を行うこと。
令和7年 11月6日	県庁	知事、米子市長、境港市長 →北野副社長	<p>9月3日に申し入れた財源措置の適正化等について、早期具現化するために、以下のとおり改めて申し入れ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 核燃料税に見合う財源についても鳥取県側への新たな財源措置を検討すること。 2 令和7年9月定例県議会で鳥根県が定めた防災対策事業に見合う財源負担についても、鳥取県側への負担を検討すること。 3 島根原発に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定に則った財源措置を定常的に行うこと。なお、財源の充当等が支障なくなされるよう、弾力的な制度運用を行うこと。
<p>※ 上記の申し入れに対し、11月28日に中国電力から、核燃料税及び震災対策事業に見合う鳥取県側の新たな財源を負担すると回答。これを受けて、県議会・市議会に諮った上で、12月24日に、中国電力と、核燃料税と半島震災対策事業に応じた財源協力協定を締結。</p>			
令和7年 12月25日	境港市役所	境港市長 →三村島根原子力本部長	<p>新燃料転倒事故をはじめ、安全文化の確立や原発運用の習熟度向上が求められる事案が頻繁に生じていることを受けて、島根原発に係る安全対策について、以下のとおり申し入れ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協力会社を含めて全社を挙げて、原発の安全運転に係るあらゆるマニュアルの徹底及び不断の見直しなど実効的な再発防止に取り組むこと。 2 ヒューマンエラー防止対策や作業従事者の安全確保に全力で取り組むとともに、組織的・人的能力面における充実強化を継続し、協力会社を含め全社的な水平展開について改めて確認し、協力会社と一体となった安全な運用体制の確立及び安全文化の醸成に一層取り組むこと。 3 新燃料転倒事故の要因について十分精査を行い、同様の事案の再発防止措置を徹底して講じること。

(4) 島根原子力発電所に係る国要望

鳥取県では、平成23年に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故以後、原子力発電所における安全対策の強化、再稼働の判断、国の費用負担など島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターに係る事項について国に対して要望をしています。

令和7年度の対応は以下のとおり、令和6年度以前の国要望は資料28に掲載しています。

年月日	要望先	内容
令和7年 6月30日	内閣官 房副長 官 経済産 業省 内閣府	<p>【原子力発電所の安全対策に係る周辺自治体への支援に関する共同緊急要望】</p> <p>福島第一原子力発電所事故の深刻な影響が10kmよりも外で生じたことから、原発30km圏内の周辺自治体も、平成24年の原子力災害対策特別措置法等の改正により、原子力災害対策を実施する責務が新たに生じたところである。</p> <p>これにより、地域防災計画及び広域住民避難計画の策定や住民避難対策の実施など立地自治体と同等の原子力防災対策を行わなければならないこととなったが、立地自治体への手厚い財政措置に比較すれば、今なお、立地自治体と大きな財源格差が生じている。</p> <p>については、周辺自治体においても、新たな制度や運用見直しなどにより、原子力防災対策に必要かつ十分な財政措置に配慮するよう強く求める。</p> <p>※原子力発電所周辺7府県（富山県、岐阜県、滋賀県、京都府、鳥取県、福岡県、長崎県）による連名での要望</p>
令和7年 8月29日	原子力 規制庁	<p>【原子力発電所の安全対策について】</p> <p>○中国電力が行う島根原子力発電所2号機の運転については、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、安全の確保及び県民の理解については政府が責任をもって対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。</p> <p>○組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力面の充実強化を行い、ヒューマンエラー防止対策（新規基準で新たに追加した設備の仕様や操作方法の習熟を含む）も含め、安全な運転体制を構築するよう、事業者を指導すること。</p> <p>○島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設等については、設計及び工事計画認可、保安規定、使用前事業者検査等所要の法令上の手続きについて厳格に審査等を行い、その結果について県民に分かりやすく説明すること。また、経過措置期間内の設置を遵守するよう原子力事業者を指導すること。さらに、設置の経過措置期間において、重大事故等対処設備が機能発揮できるように手順の整備、運用能力の向上及び教育訓練について厳格に確認及び指導を行うこと。</p> <p>○島根原子力発電所3号機については、現在行われている原子炉設置変更許可等の所要の法令上の手続きについて、厳格に審査を行うとともに、その内容について、県民に分かりやすく説明すること。</p> <p>○原子力発電所の安全性に関して最新の技術的・科学的知見を得たときは、規制基準を速やかに見直す等厳格な審査を行い、その内容について県民に分かりやすく説明すること。</p> <p>○原子力発電所のテロ対策については、国を挙げて連携協力すること。テロ攻撃時の兆候が察知された場合などは、原子力事業者に原子炉運転停止命令を命ずるなど、迅速に対応すること。また、緊急を要する場合には、原子力事業者が国からの命令を待たず直ちに原子炉の運転を停止できるよう、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。</p> <p>○サイバーセキュリティ対策の継続的な改善の確認と指導を行うこと。</p> <p>【汚染水対策について】</p>

		<p>○中国電力が行う島根原子力発電所の汚染水対策を、適切に実施させること。また、風評被害を含め万全の対策を講じるよう政府を挙げて対応すること。</p> <p>【原子力防災対策の強化等について】</p> <p>○原子力災害対策指針で示されている安定ヨウ素剤について、配布及び服用方法の更なる検討を進め、汚染が懸念されることとなった地域の住民に適切なタイミングで届くよう必要に応じてその支援を行うこと。</p>
令和7年 8月29日	内閣府	<p>【原子力防災対策の強化等について】</p> <p>○鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、政府内で調整を図り、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、島根県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液化化が起りやすいなど地域特性を踏まえ、避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。</p> <p>○原子力防災体制の確立に当たり、避難計画の実効性を更に深化させるため、島根地域原子力防災協議会などを通じて、引き続き国が責任をもって取り組むこと。</p> <p>○安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、周辺自治体も立地自治体と同等の原子力防災対策を行わなければならないにも関わらず、電源立地地域対策交付金や核燃料税がないなど、立地自治体と大きな財源格差が生じていることから、原子力防災対策に必要なかつ十分な財政措置と周辺自治体の現実に見合う恒久的な財政的配慮を制度化し実行すること。併せて、電力事業者に対して、防災対策等に係る経費について、立地自治体と同様の財源負担を行うことを指導すること。</p> <p>○原子力災害対策指針で示されている安定ヨウ素剤について、配布及び服用方法の更なる検討を進め、汚染が懸念されることとなった地域の住民に適切なタイミングで届くよう必要に応じてその支援を行うこと。</p> <p>○屋内退避については、住民の理解が得られるよう、万が一の原発事故時の放射性物質の放出の特徴と避難の時間的関係及び屋内退避の効果について、時間軸に沿い分かりやすく科学的な説明を行うなど、啓発に努めること。</p> <p>【原子力発電所に対する武力攻撃への対処等について】</p> <p>○原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、国際的な原子力安全とセキュリティ確保対策の構築及び外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対処も含め万全を期すこと。</p> <p>○原子力発電所のテロ対策については、国を挙げて連携協力すること。テロ攻撃時の兆候が察知された場合などは、原子力事業者に原子炉運転停止命令を命ずるなど、迅速に対応すること。また、緊急を要する場合には、原子力事業者が国からの命令を待たず直ちに原子炉の運転を停止できるよう、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。</p> <p>○サイバーセキュリティ対策の継続的な改善の確認と指導を行うこと。</p> <p>○原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよう、政府で責任をもって体制構築と現場支援を行うこと。</p>
令和7年 8月29日	経済産業省	<p>【原子力発電所の安全対策について】</p> <p>○中国電力が行う島根原子力発電所2号機の運転については、政府を挙げ</p>

		<p>て安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、安全の確保及び県民の理解については政府が責任をもって対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。</p> <p>○使用済燃料対策及び最終処分については、確実に実施できるよう国が前面に立って責任をもって取り組むこと。</p> <p>○中国電力が行う島根原子力発電所の汚染水対策を、適切に実施させること。また、風評被害を含め万全の対策を講じるよう政府を挙げて対応すること。</p> <p>【原子力防災対策の強化等について】</p> <p>○安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。</p> <p>また、周辺自治体も立地自治体と同等の原子力防災対策を行わなければならないにも関わらず、電源立地地域対策交付金や核燃料税がないなど、立地自治体と大きな財源格差が生じていることから、原子力防災対策に必要なかつ十分な財政措置と周辺自治体の現実に見合う恒久的な財政的配慮を制度化し実行すること。併せて、電力事業者に対して、防災対策等に係る経費について、立地自治体と同様の財源負担を行うことを指導すること。</p> <p>○鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、政府内で調整を図り、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、島根県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液化化が起こりやすいなど地域特性を踏まえ、避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。</p> <p>○広報・調査等交付金について、原子力防災対策が義務付けられている隣接道府県も交付対象にすること。</p> <p>【原子力発電所に対する武力攻撃への対処等について】</p> <p>○原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、国際的な原子力安全とセキュリティ確保対策の構築及び外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対処も含め万全を期すこと。</p> <p>○原子力発電所のテロ対策については、国を挙げて連携協力すること。テロ攻撃時の兆候が察知された場合などは、原子力事業者に原子炉運転停止命令を命ずるなど、迅速に対応すること。また、緊急を要する場合には、原子力事業者が国からの命令を待たず直ちに原子炉の運転を停止できるよう、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。</p> <p>○サイバーセキュリティ対策の継続的な改善の確認と指導を行うこと。</p> <p>○原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよう、政府で責任をもって体制構築と現場支援を行うこと。</p>
<p>令和7年 8月29日</p>	<p>国土交 通省</p>	<p>【原子力防災対策の強化等について】</p> <p>○鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、政府内で調整を図り、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、島根県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液化化が起こりやすいなど地域特性を踏まえ、避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。</p>

令和7年 8月29日	内閣官 房 総務省 外務省 防衛省	<p>【原子力発電所に対する武力攻撃への対処等について】</p> <p>○原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、国際的な原子力安全とセキュリティ確保対策の構築及び外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対処も含め万全を期すこと。</p> <p>○原子力発電所のテロ対策については、国を挙げて連携協力すること。テロ攻撃時の兆候が察知された場合などは、原子力事業者に原子炉運転停止命令を命ずるなど、迅速に対応すること。また、緊急を要する場合には、原子力事業者が国からの命令を待たず直ちに原子炉の運転を停止できるよう、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。</p> <p>○サイバーセキュリティ対策の継続的な改善の確認と指導を行うこと。</p> <p>○原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよう、政府で責任をもって体制構築と現場支援を行うこと。</p>
令和7年 11月27日	経済産 業省	<p>【原子力発電所防災対策に係る財政措置について】</p> <p>○原子力発電所の周辺地域の防災対策については、本年8月に「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づく自治体への財政支援対象を原子力発電所の半径10キロ圏から30キロ圏に拡大するとの政府方針が示され一定の配慮がなされた一方で、依然として、電源立地地域対策交付金や核燃料税など財政措置の手厚い立地自治体と大きな財源格差が生じたままである。</p> <p>このことから、電源立地地域対策交付金の対象拡大など原子力防災対策に必要なかつ十分な財政措置を講じるとともに、周辺自治体の現実に見合う恒久的な財政負担を電力会社とともに果たしていく仕組みを国として責任をもって構築し、電力会社を指導すること。</p>
平成7年 12月3日	経済産 業省 (資源 エネルギー 庁)	<p>【原子力発電所防災対策に係る財政措置について】</p> <p>○原子力発電所の周辺地域の防災対策については、本年8月に「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づく自治体への財政支援対象を原子力発電所の半径10キロ圏から30キロ圏に拡大するとの政府方針が示され一定の配慮がなされた一方で、依然として、電源立地地域対策交付金や核燃料税など財政措置の手厚い立地自治体と大きな財源格差が生じたままである。</p> <p>このことから、電源立地地域対策交付金の対象拡大など原子力防災対策に必要なかつ十分な財政措置を講じるとともに、周辺自治体の現実に見合う恒久的な財政負担を電力会社とともに果たしていく仕組みを国として責任をもって構築し、電力会社を指導すること。</p>
平成7年 12月3日	内閣府	<p>【原子力発電所防災対策に係る財政措置について】</p> <p>○鳥取県、米子市及び境港市において長期にわたって必要となる原子力防災対策に係る費用について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。</p> <p>○UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、島根県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液状化が起りやすいなどの地域特性を踏まえ、鳥取県内を實際上移動することとなる場合も含めた避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を国の責任において確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。</p> <p>○安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わな</p>

		<p>ければならない制度と実情にあり、原子力防災対策を相当な規模で長期にわたり実施する必要がある、周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、周辺自治体が行う住民の安全と安心の理解を得るため、立地自治体と同様現実に対して見合う相応の財政的配慮を制度化し実行すること。</p>
--	--	---

3. 島根原子力発電所3号機の新規制基準に係る審査等

平成30年5月22日、中国電力(株)から安全協定に基づき3号機の申請に係る事前報告があり、県は安全協定に基づき協議に応じることとしました。事前報告以降、中国電力(株)から鳥取県、米子市及び境港市、各議会、住民、専門家等に対して事前報告の内容について説明があり、8月6日に中国電力(株)に対し事前報告に係る意見を留保する旨の回答を行いました。

8月10日、中国電力(株)は原子力規制委員会に新規制基準への適合性審査に係る原子炉設置変更許可申請を行いました。

島根3号機は平成17年12月に着工(工事計画認可証の受領)し、現在も建設中です。

(1) 原子炉設置変更許可に関する審査

中国電力(株)は平成30年に3号機の原子炉設置変更許可を申請しましたが、2号機の審査を優先したため、本格的な審査は行われていませんでした。令和3年9月15日に2号機が審査に合格(原子炉設置変更許可)し、令和3年12月22日に補正書を提出したことから、令和4年9月に約4年ぶりに審査会合が開催されました。

ア 補正申請

令和3年12月22日、中国電力(株)は適合性審査における基準地震動のうち、「震源を特定せず策定する地震動」に関する項目について、新規制基準が改正(令和3年4月21日改正)されたことを受け、2号機の設置変更許可を踏まえた内容に補正した3号機の原子炉設置変更許可申請に係る補正書(1回目)を、原子力規制委員会に提出しました。

令和4年6月29日、中国電力(株)は適合性審査において想定する自然災害(津波、火山、竜巻)の評価について、2号機の設置変更許可を踏まえた内容にするとともに、燃料装荷の前提を3号機単独の運転から2号機と3号機の同時稼働を想定とする内容に補正した補正書(2回目)を、原子力規制委員会に提出しました。

イ 原子力規制委員会による審査

3号機は地震によるチャンネルボックスの揺れを抑えるため、チャンネルボックスの板厚を厚くしています。これによる安全性への影響を評価するために最新の解析コードを使用するとしており、解析コードの妥当性についての審査が行われていましたが、令和5年9月の審査会合で解析コードに関する審査は一旦終了しました。

2号機再稼働後の令和6年度後半から地震・津波、重大事故対策等の審査が本格化し、令和8年1月までに25回の審査会合が開催されました。審査会合では、3号機の重要施設の下に活断層がないこと、2号機設置変更許可後の知見を踏まえても地震・津波等の自然災害の評価を変更する必要がないこと、2・3号機で重大事故等が同時発生した場合でも必要な要員と資源が確保されていること等が確認されています。

開催日	内容
平成30年9月4日	島根原子力発電所3号機に係る申請の概要
令和4年9月29日	解析コードの妥当性
12月13日	解析コードの妥当性
令和5年3月28日	解析コードの妥当性
5月18日	解析コードの妥当性
9月14日	解析コードに関する指摘事項
令和6年6月25日	今後の進め方
12月5日	確率論的リスク評価（PRA）
令和7年2月6日	審査スケジュール、確率論的リスク評価（PRA）
2月7日	地震・津波関係の申請概要
3月14日	敷地周辺の地質・地質構造
4月3日	事故シナリオグループ及び重要事故シナリオ等の選定、確率論的リスク評価（PRA）
6月3日	チャンネルボックス厚肉化の影響
6月13日	基準津波
6月17日	重大事故等対策の有効性評価
7月18日	火山影響評価
8月7日	火山影響評価、人の不法な侵入等の防止、原子炉冷却材圧力バウンダリ、重大事故等対策の有効性評価
8月28日	安全保護回路、重大事故等対策の有効性評価
9月5日	敷地の地質・地質構造
10月16日	重大事故等対策の有効性評価、内部火災、竜巻影響評価
10月31日	基準地震動、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価
11月11日	重大事故等対策の有効性評価、監視測定設備
11月27日	耐震設計方針、耐津波設計方針
12月12日	現地調査（敷地の地質・地質構造）
12月16日	保管場所及びアクセスルート、外部事象、外部火災、内部溢水、誤操作の防止、安全避難通路等、安全施設、全交流動力電源喪失対策設備、燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、保安電源設備
令和8年1月29日	火災、技術的能力、原子炉制御室、緊急時対策所、通信連絡設備、大規模損壊

（令和8年1月時点）

(2) 原子力安全顧問による検証

鳥取県原子力安全顧問は、原子炉設置変更許可に関する審査の状況に応じて、専門的・技術的観点から審査内容を確認しています。

ア 原子力安全顧問会議

（ア）令和7年度第2回原子力安全顧問会議

a 日時 令和7年12月22日（月）16時～18時30分

b 場所 県庁災害対策本部室

c 出席者 〔原子力安全顧問〕北田顧問、遠藤顧問*、小田顧問*、藤川顧問*、富永顧問*、片岡顧問*、牟田顧問*、佐々木顧問*、香川顧問*、野口顧問*、河野顧問*、梅本顧問*（12名）*WEB参加

〔中国電力〕井田島根原子力本部副本部長 他

〔県〕平井知事

〔オブザーバー〕米子市、境港市

d 議題

島根原子力発電所3号機に係る新規規制基準適合性審査状況について

- ・敷地周辺及び敷地の地質・地質構造
- ・基準津波
- ・火山影響評価

e 顧問の主なコメント・質疑応答

- ・新知見として岩坪断層の評価が新しくなっていると思うが検討はしているか。

→（中国電力）昨年公表された岩坪断層の評価長さの見直しについては、山崎断層帯に比べて十分小さい影響であることを確認している。

- ・基準津波の策定において、秋田県モデルが他の知見と乖離しているからといって取り上げないのではなく、他の知見を踏まえて地震動評価に影響を与えるパラメータの不確かさを考慮して評価するなどの検証を行ったほうがいいのではないか？

→（中国電力）秋田県モデルについては、2号機の審査において既に評価を行い、支配的でないことを確認しており、3号機の審査において原子力規制委員会からの指摘を踏まえて評価から外した。また、日本海東縁部において当社独自の波源モデルを作成して数値シミュレーションを実施しており、秋田県モデルについてもこの検討において包含されるものと認識している。

(イ) 令和7年度第3回原子力安全顧問会議

a 日時 令和8年2月20日（金）9時30分～11時

b 場所 県庁災害対策本部室

c 出席者 〔原子力安全顧問〕北田顧問*、藤川顧問*、神谷顧問*、富永顧問*、片岡顧問*、望月顧問*、佐々木顧問*、香川顧問*、野口顧問*、河野顧問*、梅本顧問（11名）*WEB参加

〔中国電力〕井田島根原子力本部副本部長 他

〔県〕平井知事

〔オブザーバー〕米子市、境港市

d 議題

島根原子力発電所3号機に係る新規規制基準適合性審査状況について

- ・火山影響評価、火山対策
- ・火災
- ・竜巻影響評価、竜巻対策
- ・内部溢水

e 顧問の主なコメント・質疑応答

- ・火山灰による影響について、降灰後の火山泥流による施設への加重を考慮しているか。

→（中国電力）ホイールローダーで降下火砕物の除去を行う対応手順としている。

- ・火災到達時間が最短と評価された森林火災の発火点は2号機と3号機の場所の違いを考慮しているのか。

→（中国電力）ご指摘のあった地点は山の形状や風向き、2号機と3号機の場所の違いを考慮した上で設定している。

- ・放射性物質を含む液体が放射線管理区域内で漏洩した場合の作業内容や装備等について説明してほしい。

→（中国電力）社内の放射線管理手順に沿って対応する。具体的には除染したり、可搬型ポンプで回収しタンクに移送すること等を想定している。

(3) 新規規制基準適合性申請の提出に関する事前報告への対応

ア 鳥取県等における対応について

(ア) 原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）の開催（平成30年5月28日）

中国電力(株)からの事前報告を受けて、3首長（知事、米子市長、境港市長）が今後の対応方針を確認しました。

- a 事前報告を受けた今後の対応方針
 - ・安全協定に基づき誠実に説明を聞くこととし、安全性を厳しく議論していく。
 - ・まずは3首長への説明、その後、共同検証チーム、顧問会議など各方面への説明を要請する。
- b 共同検証チームの取扱い
 - ・共同検証チームにより、引き続き申請内容の検証を行う。

(イ) 原子力安全対策プロジェクトチーム会議の開催（平成30年6月8日）

3首長が申請内容に関する中国電力(株)からの説明を受けるとともに、以下のことを申し入れました。

- ・個々の安全対策を説明するのではなく、例えば想定外の津波に対してどう切り抜けるかなど、住民が理解しやすいストーリーとして説明すべきである。
- ・住民への説明責任を果たすとともに、共同検証チームや顧問への説明も誠実に対応するなど、立地と同等の取扱いを行うこと。

(ウ) 共同検証チームによる検証（10回開催）

共同検証チームは概要説明時から計10回の会議を開催し、3号機の概要に加えて、事前報告後は新規制基準適合性審査申請の内容について網羅的に確認しました。

	回数	開催日	確認項目
事前報告前	第1回	平成30年4月18日	共同検証チームを設置し、今後の進め方等を構成メンバーで協議
	第2回	4月27日	3号機の概要、3号機が採用している ABWR の特性
	第3回	5月8日	3号機の現地視察
	第4回	5月10日	現地視察を踏まえての安全対策及び福島事故を踏まえての対応
	第5回	5月11日	ABWRの詳細、安全対策及び福島事故を踏まえての対応
	第6回	6月13日	新規制基準適合性審査申請の内容（主に設計基準対応）
事前報告後	第7回	6月20日	新規制基準適合性審査申請の内容（主に重大事故等対応）
	第8回	6月26日	重大事故等対応、及び福島事故を想定した事故シナリオに沿って、個々の安全対策がどう機能するか
	第9回	7月10日	福島事故を想定した事故シナリオに沿って、安全対策がどう機能するか
	第10回	7月20日	人材の教育・訓練、緊急時対策所、テロ対策等

※7月17日に共同検証チームの代表者が東京電力柏崎刈羽原子力発電所6、7号機を視察。

イ 鳥取県原子力安全顧問による検証（平成30年6月23日、7月13日）

原子力安全顧問会議を開催し、島根原子力発電所3号機に係る新規制基準適合性審査申請の内容について、次のとおり福島事故のような事故が起こらないかなど、それぞれの専門的知見に基づき原子力安全顧問に確認いただきました。

- ・耐震・耐津波機能や自然現象に対する考慮、電源の信頼性など設計において事故が起こりにくくする対策が強化されていること。
- ・福島事故と同様なシビアアクシデントへの対策（炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策、放射性物質の拡散抑制対策等）がなされていること。

ウ 議会への説明

中国電力(株)が3号機の新規制基準適合性審査申請の内容をそれぞれの議会に説明しました。

- ・県議会議員全員協議会（平成30年6月14日）
- ・米子市議会全員協議会（平成30年7月12日）
- ・境港市議会（平成30年6月22日）

エ 中国電力(株)主催住民説明会等

(ア)中国電力(株)主催住民説明会(米子市:平成30年7月20日、境港市:平成30年7月6日)
3号機の申請内容に対する質疑応答が行われました。

(イ)原子力安全対策合同会議(平成30年7月24日)

3首長及び米子市、境港市の住民代表の方に対して、中国電力(株)が3号機の申請内容を説明し、住民代表の方から意見、質問が出されました。また、原子力安全顧問から顧問会議の総括意見が報告されました。

オ 鳥取県、米子市及び境港市の意見回答内容の集約

(ア)原子力安全対策プロジェクトチーム会議(コアメンバー)の開催(平成30年8月1日)

島根原子力発電所3号機新規制基準適合性審査申請に係る事前報告への意見回答内容等について、米子市及び境港市において、議会との協議が行われたことから、知事が両市の考え方を聞くなど、意見交換を行いました。

(イ)意見回答内容に係る各議会との相談

中国電力(株)からの島根原子力発電所3号機新規制基準適合性審査申請事前報告に係る意見回答内容等について、執行部がそれぞれの議会と協議しました。

- ・ 県議会議員全員協議会(平成30年8月2日)
- ・ 米子市議会全員協議会(平成30年8月1日)
- ・ 境港市議会全員協議会(平成30年7月31日)

(4) 事前報告に対する意見回答等**ア 中国電力(株)への事前報告に対する意見回答及び安全協定改定の申し入れ(平成30年8月6日)**

知事から中国電力(株)平野副社長(当時)に、安全協定に基づく島根原子力発電所3号機新規制基準適合性審査申請の事前報告の可否に関して最終的な意見を留保するなどの回答を行うとともに、安全協定改定を強く申し入れました。

(ア)出席者

- a 鳥取県 平井知事、野川副知事、岡村統轄監ほか
- b 中国電力(株) 平野代表取締役副社長執行役員ほか

(イ)発言概要

(平井知事発言要旨)

- ・ 島根3号機新規制基準適合性審査申請に係る事前報告の可否判断は見送り、最終的な意見は留保する。
- ・ 島根3号機の概要説明を受けている途中段階で事前報告があり、県内ではまだまだ議論が不十分である。
- ・ (安全協定について)立地と同様の運用が行われていることは理解するが、やはり文言上担保がないのはおかしいではないかとの議論は払拭されることはなかった。
- ・ これまで度々、立地並みの文言への改定を申し入れているが、叶えられていない。今、東海第二原発のような実質的事前了解権を明記する動きも出てきたところで局面も変わっている。是非改めていただきたい。

(平野副社長発言要旨)

- ・ 真摯に受け止め、誠意をもって対応していきたい。安全を第一に万全を期すとともに、説明責任を果たしていきたい。
- ・ 安全協定に問題については、知事の強い思いをしっかりと心に留め、引き続き誠意をもって地元の自治体の方々と協議していきたい。

(ウ)意見回答等の内容

(事前報告に係る意見回答要旨)

- ・ 事前報告に関する可否判断は見送り、最終的な意見は留保する。
- ・ 最終的な意見は規制委員会と中国電力(株)の説明を受け、改めて提出する。審査入りそのものは認める。
- ・ 意見回答にあたっては以下の条件を付すこととする(主なもの)。
 - ①稼働に向けての一連の手続きは立地自治体と同等に対応すること。

- ②審査状況について住民説明会を開催し、わかりやすく丁寧に説明すること。
- ③地震・津波・火山について、最新の知見を反映させること。
- ④2・3号機の同時事故を含め重大事故対策を実施すること。
- ⑤避難経過の実効性の深化へ協力すること。

(安全協定改定の申し入れ要旨)

- ・立地自治体と同じ安全協定となるように改定すべく、安全協定の文言の修正と実効性ある対策・方策を強く求める。

イ 島根県への意見回答（平成30年8月6日）

鳥取県は、平成25年11月7日に島根県、鳥取県、米子市及び境港市が締結した「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づき、8月6日に島根県に鳥取県の意見を伝え、また、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請に係る島根県の対応で特段の差支えがない旨回答しました。

ウ 国への要望活動の実施（平成30年8月6日）

中国電力(株)からあった島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請の事前報告について、安全協定第6条に基づき、米子市及び境港市と連名で意見を回答したことから、国の権限等に関わる事項の履行等を求めて国への要望活動を行いました。

(ア) 資源エネルギー庁への要望

- a 要望者 平井知事、清水境港市副市長
- b 要望の相手方 資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官 小澤典明
- c 主な要望事項
 - ・安全協定については、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
 - ・避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
- d 相手方のコメント
 - ・安全協定については、電力会社に対して誠意を持って対応するよう指導する。
 - ・避難計画は自治体に任せきりにするのではなく、自治体と一つ一つ確認しながら国・自治体一体となって作っていく。

(イ) 原子力規制委員会への要望

- a 要望者 清水境港市副市長、安田危機管理局長、水中原子力安全対策監
- b 要望の相手方 原子力規制庁総務課職員
- c 主な要望事項
 - ・安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧にわかりやすく説明すること。
 - ・周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を電力事業者が責任もって行うよう審査及び指導すること。
- d 相手方のコメント
 - ・要望は委員に伝える。

(ウ) 内閣府（原子力防災）への要望

- a 要望者 平井知事、清水境港市副市長
- b 要望の相手方 内閣府特命担当大臣（原子力防災） 中川雅治
- c 主な要望事項
 - ・避難行動要支援者の移手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。
 - ・広域福祉避難所で必要な資機材について国が広域的に確保すること。
 - ・避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
- d 相手方のコメント
 - ・課題は十分に認識している。原子力防災対策は、原発があるかぎり稼働の有無にかかわらずしっかりと対応し、住民の安全と安心を確保していく。
 - ・原子力防災対策に係る経費(交付金)についても、要望に沿って、充実強化していくことを検討する。